

# 河川事業における事業評価機関 の見直しについて

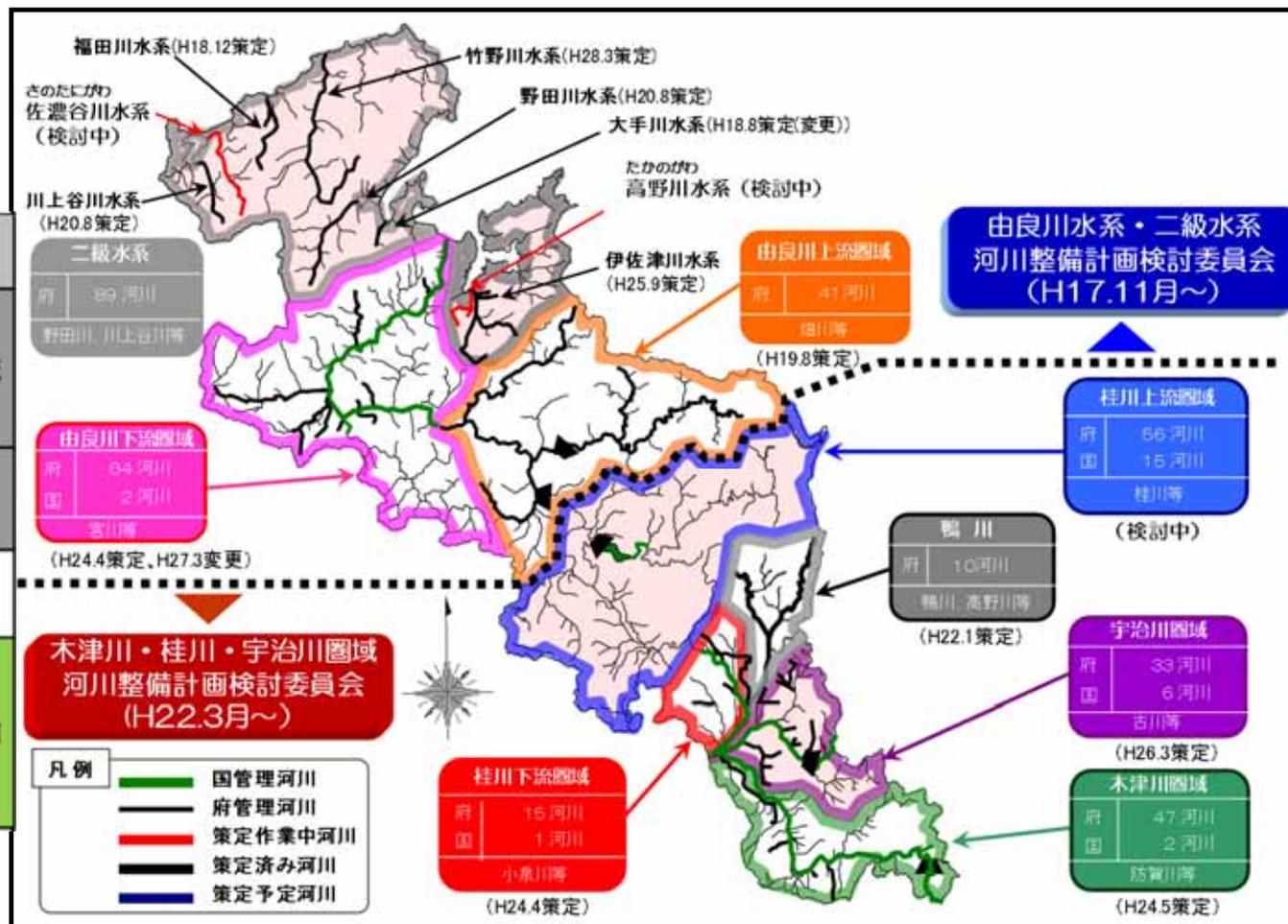
平成29年1月31日

京 都 府

# 河川整備計画策定状況

河川整備計画策定状況

水系名		水系 (圏域数)	策定済	未策定
一級河川	淀川	5	4 桂川下流 木津川 宇治川 鴨川	1 桂川上流
	由良川	2	2 由良川上流 由良川下流	-
	合計	7	6	1
二級河川		8	6 大手川 福田川 野田川 川上谷川 伊佐津川 竹野川	2 高野川 佐濃谷川



## 河川整備計画の策定を行った河川の京都府公共事業評価に係る 第三者委員会における取扱について

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」によると、「河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。」となっております。次のおり進めてきました。

(平成20年度 第5回公共事業評価審査委員会 承認)

- 河川整備計画の策定を行った場合は、再評価(事前評価)の  
手続きが行われたものと位置付け、京都府公共事業評価  
審査委員会に速やかに報告するものとする。
- 河川整備計画策定の10年後以降は、通常の京都府公共事  
業評価審査委員会で審査する。(河川整備計画策定後は、  
通常、河川整備計画策定の委員会が継続されないため。)

## 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱いについて

### ◆ 再評価

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」によると、「河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。」となっています。

### ◆ 事後評価

「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領」によると、「河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために、学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員会において審議を行うものとする。」となっています。

## 河川整備計画検討委員会及び第三者委員会での取り扱い

■今までは、事前評価を河川整備計画検討委員会で審査し、その後、再評価を第三者委員会で審査、また、河川整備計画を変更した場合は、再評価を審議したこととして、第三者委員会では審査しないなど捻れた状況となっている。

### ■河川整備計画検討委員会

- ・河川整備計画検討委員会に、再評価及び事後評価に当たる「進捗点検」に係る審査機能を追加する。
- ・重複審議を避けるとともに審議機関の一貫性を保つ観点から、河川整備計画が策定された河川においては、河川整備計画検討委員会の審査(点検)をもって事業評価に代える。
- ・この場合において、審議機関の一貫性が図られることから第三者委員会への報告は不要とする。

# 事業評価フローについて

